

休日保育事業 実施要領

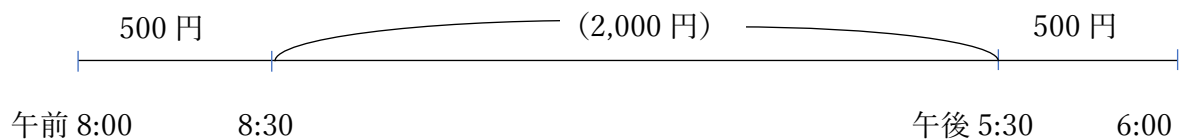
休日保育について

休日就労などで保育を必要とする、満1歳以上の児童であれば、両園のみならず、他園の児童たちも就労形態などの必要に応じて、休日保育が受けられます。毎休日でなくとも、本年度内の必要とする休日に保育を希望される方は、利用のお申し込みをしてください。

尚、平成12年度より5月の連休、ならびに年末12月29日・30日の両日も休日保育として実施し、繁忙期の方々を支援いたします。

◆ 休日保育の時間帯と利用料と準備物

- ・ 午前8:30～午後5:30まで、市内の無認可施設（企業主導型含む）に通所の方のみ利用料2,000円が必要です。
- ・ ただし、午前8時半以前と午後5時半以降は、500円ずつの延長料金をいただきます。
- ・ 昼食（弁当）及びおやつ1回分・水筒・着替え・おむつ・おしりふきなど、ご準備願います。
- ・ 持ち物には、すべて記名をお願いします。



注1. 休日保育のできない日

12月31日～1月4日の期間中については全ての日、及び4月1日～4月4日の期間中における休日。

その他、園の行事（運動会、発表会、創立記念式典など）を行う休日。

注2. 保育士2名配置（必要に応じて増配）します。

注3. 欠席の連絡は、利用前日の午後7時まで（時間厳守）とさせていただきます。

それ以降の連絡については、キャンセル料（半額）を後日お納め願います。

注4. 出席申し込みの連絡は、利用前日の午後7時まで（時間厳守）とし、それ以降は受付ができませんので、当日の利用もできません。

注5. 利用料は、お迎え時にお納めください。ただし、半日利用扱いはありません。